

# 所定疾患施設療養費の算定状況

## 所定疾患施設療養とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われること。  
 なお、対象となる入所者の状態は、次のとおりである。 < 1、肺炎 2、尿路感染 3、带状疱疹 >

平成31年4月1日 ～ R2年3月31日 (実施人数 及び 実施日数)

実施月 状態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	11人 65日	8人 34日	8人 44日	10人 45日	5人 29日	4人 11日	3人 20日	0人 0日	2人 8日	3人 15日	0人 0日	1人 9日
尿路感染	1人 4日	4人 17日	1人 7日	2人 8日	2人 13日	1人 7日	2人 6日	3人 17日	3人 13日	10人 52日	5人 26日	4人 22日
带状疱疹	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
合計	12人 69日	12人 51日	9人 51日	12人 53日	7人 42日	5人 18日	5人 26日	3人 17日	5人 21日	13人 67日	5人 26日	5人 31日

状態	検査内容	治療内容	点滴・投薬内容
肺炎	診察 聴診 レントゲン検査	点滴 抗生剤処方 酸素	ソルラクト D 輸液 ソルラクト輸液 大塚生食注 セフトリアキソン Na レボフロキサシン フロモックス
尿路感染	診察 尿検査 血液検査	抗生剤処方	ソルラクト D 輸液 ソルラクト輸液 大塚生食注 セフトリアキソン Na レボフロキサシン フロモックス
帯状疱疹	算定なし	算定なし	算定なし